

令和5年度前橋市まちなか既存店支援補助金交付要項

令和5年4月1日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所にぎわい商業課商業振興係（前橋プラザ元気21 1F） 電話 027-210-2188 電子メールアドレス nigiwai@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	まちなかで営業している事業者の事業継続や事業承継のために実施する改修や備品購入に係る経費の一部を支援することで、まちなかの新たな魅力創出を図るとともに、前橋市アーバンデザインの具現化を目的とする。
内容	<p>用語の定義</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象区域 前橋市アーバンデザイン策定区域（別図参照） 指定通り 前橋市アーバンデザインに基づく本市が指定する通り（別図参照） 店舗等 店舗又はオフィスで事業者が自らの事業の活動場所として使用し、他社に賃貸する目的以外の建物等 事業承継 5年以上店舗等を営業している事業者で、個人の場合は経営者の交代を行うこと、法人の場合は代表者変更を行うこと。
	<p>補助事業者</p> <p>次の全ての条件に該当するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前年度に本補助金の交付を受けていないこと。ただし、事業承継計画書に基づき本補助金を申請する事業者は除く。 対象区域内にある店舗等において、1年以上の営業を行っていること。ただし、承継型の申請を希望する事業者は5年以上営業を行っていること。 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの（一部料理店等を除く）でないこと。 別表に定める業種でないこと。（信用保証協会の保証対象外業種 ※令和2年5月15日の一部拡大前）※農林、漁業、金融業、学校法人、宗教法人、LLP（有限責任事業組合）等は補助対象外 週4日以上かつ1日あたり2時間以上営業をしていること。 同一年度に本補助金の交付決定を受けていないこと。 前橋市アーバンデザインについて内容を理解していること。 市税の滞納がないこと。

	<p>(9) 許認可が必要な業種については、既を取得もしくは取得が確実と見込まれること。</p> <p>(10) 諸法令や公序良俗に反しないものであること。</p> <p>(11) 前橋市暴力団排除条例を遵守していること。</p>
<p>交付の対象となる事業及び経費</p>	<p>1 対象事業 次の全ての条件に該当するものとします。</p> <p>(1) あらかじめ申請条件確認票（様式第1号）を本市に提出し、前橋商工会議所によるサポートを受けながら事業計画、申請書類の準備に取り組み、事業支援計画書（様式第5号）の交付を受ける事業であること。</p> <p>(2) 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に交付申請した上で、令和6年3月31日までに事業完了し、報告することができる事業。</p> <p>(3) 対象経費について他の補助金の交付を受けない事業。</p> <p>(4) 事業継続や事業承継のために実施する事業で、下記のいずれかに該当する事業。</p> <p>ア 一般型 事業継続のために行う事業</p> <p>イ 承継型(単年承継) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで行った事業承継に資する事業。 ただし、令和4年度中に事業承継が完了している場合も含む。</p> <p>ウ 承継型(複数年承継) 前橋商工会議所の支援を受けながら、最長3年間の事業承継計画を作成し、計画に基づき実施する事業承継に資する事業。</p> <p>2 対象経費</p> <p>(1) 店舗等の改装工事に係る費用（内装、外装、空調、給排水設備工事等）</p> <p>(2) 店舗等で使用する耐用年数1年以上で取得価額1品が10万円以上の備品購入費 ※PC・プリンター（複合機含む）・タブレット・レジ等のデジタル導入に係る備品購入費は、取得価額1品が1万円以上から対象とします。</p> <p>※ 補助対象とならない経費</p> <p>①補助金申請以前に発生した経費</p> <p>②消費税等の公租公課</p> <p>③事業に必要であると認められない経費</p>

交付金額

予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内（千円未満は切捨て）とし、上限額は下表のとおり。

区分	補助上限額	
	指定通り1階	左記以外
一般型（事業継続）	40万円	30万円
承継型（単年・複数年）	100万円	

※承継型（複数年）は、承継完了年度まで補助を受けることができますが、補助金総額は100万円までです。なお、補助金の交付を受けるには年度ごとに申請が必要です。

※デジタル導入に係る備品購入費に対する交付金額は5万円までとします。

交付条件

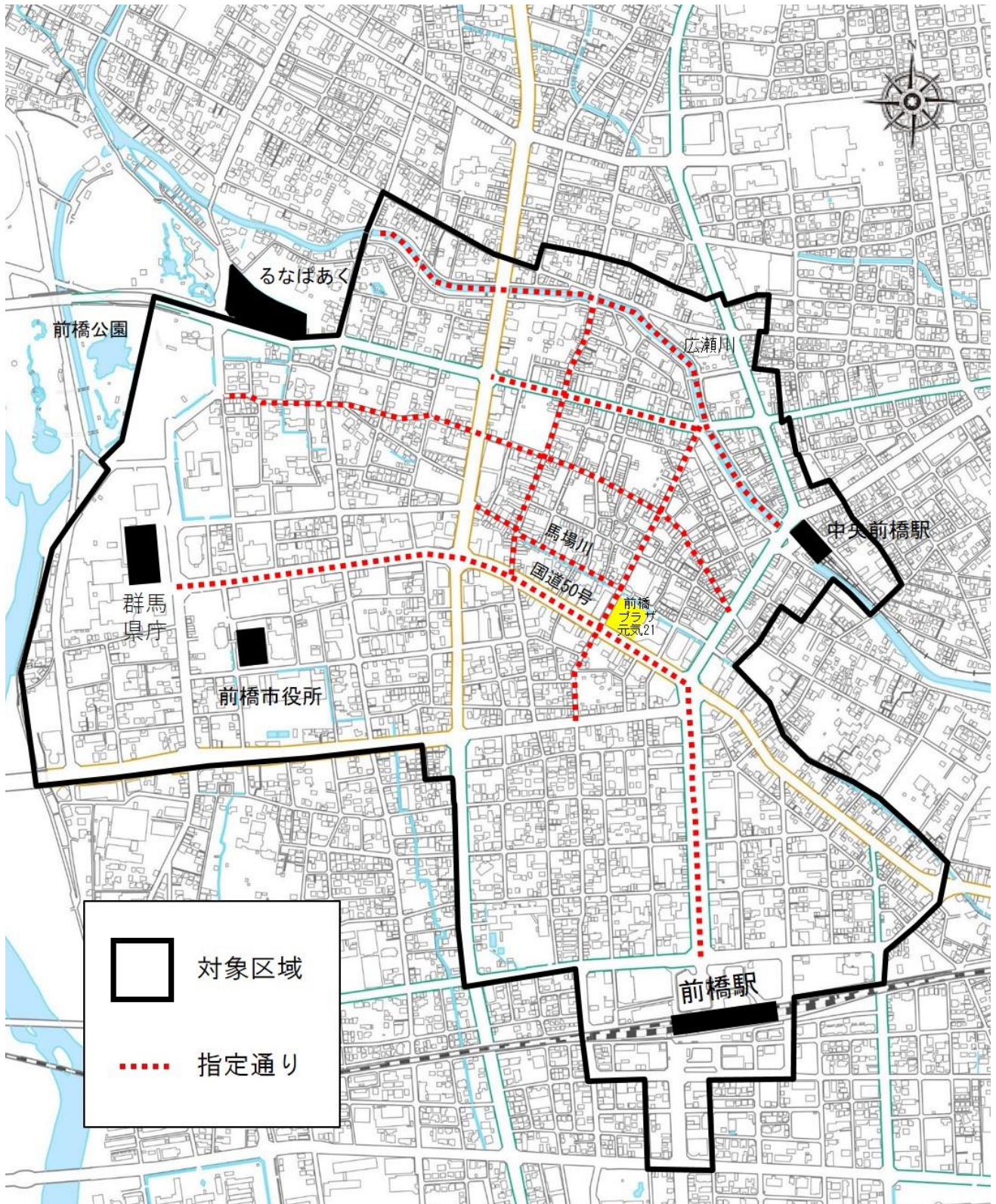
- 1 補助事業者は、発注する業者の選定にあたっては、市内業者（前橋市内に本社・支社等を有する者）を対象とする。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、市外の業者も対象とすることができます。
 (1) 市内業者では施工できない工事等の発注
 (2) 市内業者では取り扱いのない備品等の発注
 発注する事業者が市外業者の場合は交付申請時に理由書（様式第8号）を提出してください。
- 2 補助事業者は、補助事業の遂行に関する説明及び実地調査を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- 4 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この交付要項及び交付決定通知に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。
- 5 補助事業者又は補助事業者の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当しないものとし、とします。
- 6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案し

		て市長が定める期間を経過した場合は、この限りではありません。
交付手続き等	交付申請の方法、時期等	<p>1 受付期間 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間で補助事業を開始する前に、次の書類を提出してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能（実績報告、請求も含む。）です。</p> <p>2 提出書類</p> <p>(1) 交付申請書</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 事業計画書</p> <p>イ 収支予算書</p> <p>ウ 事業支援計画書（前橋商工会議所が作成します）</p> <p>エ 同意書兼誓約書</p> <p>オ 営業していることがわかる資料</p> <p>①法人の場合 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）</p> <p>②個人の場合 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面））</p> <p>カ 対象経費の見積書</p> <p>キ 工事前写真（施工前の工事箇所等）</p> <p>ク 設計図書等</p> <p>ケ 申請者本人の身分証明書又は申請する法人の全部事項証明書（登記簿謄本） ※申請者が市外に在住している個人、又は市外に本店を定める法人の場合に限り、提出してください。</p> <p>コ 承継計画書 ※申請が承継型の場合のみ</p> <p>①単年承継の場合 承継計画書（単年承継）</p> <p>②複数年承継の場合 承継計画書（複数年承継）</p> <p>※承継計画書の作成に当たっては、必ず、前橋商工会議所のサポートを受けてください。</p> <p>サ その他参考となる書類</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の時期等	<p>1 交付申請書の審査及び実地調査等により、補助金の交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p> <p>2 補助金の交付可否決定前に事業を開始する場合は、補助金交付</p>

	可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第7号）を提出してください。
請求の方法、支払時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、補助金交付請求書により請求してください。 2 上記請求後の内容を審査し、受理した日から30日以内に支払います。
対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手續	<p>補助事業者は、補助事業について、次の各項目に該当する変更があった場合、速やかに変更等承認申請書を提出してください。補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、変更等の手續が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の減額※ 補助対象経費が30パーセント以上減額する場合 2 代表者等の変更 代表者及び所在地等が変更する場合 <p>※補助対象経費が増額する場合は、軽微な変更とし、変更等承認申請書の提出は不要となりますが、交付決定額の増額は行いません。</p>
変更等承認決定の時期等	変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。
実績報告書の提出、期間等	<ol style="list-style-type: none"> 1 報告期間 事業が完了した日から30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により報告してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実績報告書 (2) 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 収支決算書 イ 補助事業に係る領収書の写し、又はその他支出を称すると認める書類の写し（振込明細書等） ウ 工事後写真（施工後の工事箇所等） エ 代表者変更の確認書類※ <p>※承継型を申請していて、事業承継が完了した年度のみ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法人の場合 登記簿謄本（全部事項証明書） ②個人の場合 事業を承継させた者の廃業届出書及び事業を承継された者の開業届出書 オ その他参考となる書類 2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。

	<p>交付決定の取消し又は補助金の返還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されません。</p> <p>(1) 偽りその他不正手段により交付決定又は交付を受けた場合</p> <p>(2) この交付要項、交付決定内容及びこれに付した条件に違反した場合</p> <p>(3) 変更承認通知を受けずに業態等を著しく変更した場合</p> <p>(4) 交付決定後、令和6年3月31日までに事業が完了しない場合</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取り消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合、超える部分の金額</p>
	<p>進捗状況報告書、承継完了報告書の提出</p>	<p>承継型（複数年承継）を申請する事業者は、承継完了年まで年度ごとに進捗状況報告書（様式第18号）を提出してください。ただし、事業承継が完了した年度については、承継完了報告書（様式第19号）を提出してください。上記報告書の提出は市の承認を得ずに省略することはできません。</p>
<p>様式</p>	<p>申請書等の様式</p>	<p>1 申請条件確認票（様式第1号）</p> <p>2 交付申請書（様式第2号）</p> <p>3 事業計画書（様式第3号）</p> <p>4 収支予算書（様式第4号）</p> <p>5 事業支援計画書（様式第5号）</p> <p>6 同意書兼誓約書（様式第6号）</p> <p>7 補助金交付可否決定前の事業開始に関する同意書（様式第7号）</p> <p>8 理由書（様式第8号）</p> <p>9 交付決定通知書（様式第9号）</p> <p>10 変更等承認申請書（様式第10号）</p> <p>11 変更等承認通知書（様式第11号）</p> <p>12 実績報告書（様式第12号）</p> <p>13 収支決算書（様式第13号）</p> <p>14 補助金額確定通知書（様式第14号）</p> <p>15 補助金交付請求書（様式第15号）</p> <p>16 承継計画書（単年承継）（様式第16号）</p> <p>17 承継計画書（複数年承継）（様式第17号）</p> <p>18 進捗状況報告書（様式第18号）</p> <p>19 承継完了報告書（様式第19号）</p>

別図 令和5年度 前橋市まちなか既存店支援補助金
対象区域図



※境界線の外側に接する店舗等についても対象区域に含めます。

別表 対象外業種

業種	摘要
農業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ もやし栽培農業 ・ 蚕種製造業製造 ・ 蚕種製造請負業 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 <p style="text-align: right;">加工設備を有する ものに限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ・ 家畜貸付業、園芸サービス業、蹄鉄修理業
林業	<p>次の業種を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 素材生産業及び素材生産サービス業 ・ 製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融業、保険業	保健媒介代理業及び保険サービス業を除く。
飲食業のうち右の該当するもの	風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
娯楽業のうち右に該当するもの	競輪・競馬等の競走場、競技団、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、競輪・競馬等予想業、場外馬券売場、場外車券売場、芸ぎ周旋業
サービス業のうち右に該当するもの	興信所のうち身元調査等個人のプライバシーにかかわる調査を主に行うもの、易断所、観相業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教、政治・経済・文化団体、LLP（有限責任事業組合）	